

**県立障害者施設のあり方について
（知的障害者施設）
報告**

平成30年3月

香川県県立障害者施設の機能向上検討委員会

目 次

はじめに

知的障害者福祉の現状と課題

- 1 検討施設の概要
 - (1) 香川県ふじみ園
 - (2) 香川県立川部みどり園
- 2 検討施設における入所者の状況
 - (1) 入所者の年齢構成
 - (2) 入所者の住所地
 - (3) 入所者の療育手帳の区分割合
- 3 知的障害者福祉の現状
 - (1) 知的障害児者数（療育手帳交付者数）
 - (2) 入所者の高齢化・重度化
 - (3) 知的障害者入所施設の配置
 - (4) 介護の量の増加・質の高度化
 - (5) 人材確保・育成
- 4 現状を踏まえた県立施設の課題
 - (1) 共通的課題
利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実
地域での生活を目指す施設等利用者に対する地域移行支援の充実
高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成
地域における県立施設の関わり
 - (2) 個別施設ごとの課題
ふじみ園
川部みどり園

知的障害者施設のあり方

- 1 県立障害者施設の望ましい姿及び役割
 - (1) 望ましい姿
香川県における障害者支援の中核施設としての機能
先駆的な取組みや民間施設が行いにくい事業の実施
利用者の生活の質の向上
地域との関わりの強化
 - (2) 各県立施設の担うべき役割
ふじみ園
川部みどり園

おわりに

はじめに

障害者福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化してきており、平成25年4月に「障害者自立支援法」が「個人としての尊厳」を理念とする「障害者総合支援法」に改正され、平成27年度には法改正から3年後の見直しの検討が進められました。

また、平成25年6月に成立した、障害を理由とする差別の禁止などを規定した「障害者差別解消法」が、平成28年4月から施行され、本県においても「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を制定するなど、障害者の権利擁護に向けた様々な動きが進んでいるところです。

県では、これまで民間の各障害者支援施設や関係団体等とともに障害者福祉に関する取組を積極的に展開してきました。また、平成26年度に策定した「第4期かがわ障害者プラン」では、指定管理者制度を導入している施設について、県立施設としての意義と役割を踏まえ、利用者のニーズの変化などに応じたより良いサービスを提供するための運営体制やサービスのあり方などについて検討を進めることとしています。

このような中、ニーズの変化や新たな課題に対応して、本県の障害者福祉のより一層の充実を図るため、民間の障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等における障害福祉サービスの量及び質の確保等に努めるとともに、県立施設としての役割や求められる機能について、常に検討し、これに対応していく必要があることから、本委員会は設置されました。

本委員会は、主として指定管理制度を導入している県立施設を対象として、本県の障害者福祉のより一層の充実に貢献するための施設としての方向性等について検討しようとするものであり、身体障害者施設については、平成28年9月に中間報告として、取りまとめたところではありますが、知的障害者施設においても、入所者の高齢化・重度化など、障害福祉を取り巻く環境が多様化・複雑化してきていることから、その後の検討委員会でなされた意見を踏まえて、この度、知的障害者施設の機能向上に関する提言等を報告書として取りまとめたものです。

知的障害者福祉の現状と課題

1 検討施設の概要

(1) 香川県ふじみ園

住 所：	丸亀市飯山町東坂元 3667
設置年：	昭和 54 年
運営形態：	昭和 54 年～ 社会福祉法人香川県社会福祉事業団が施設管理を受託 平成 18 年～ 県が指定管理制度導入 社会福祉法人香川県社会福祉事業団が第 1 期指定管理者として管理 平成 23 年～ 障害者自立支援法に基づき新体系に移行 平成 25 年～ 指定管理者更新 社会福祉法人香川県社会福祉事業団が第 2 期指定管理者として管理
事業内容	おおぞら(旧 更生施設)施設入所支援(60名)、生活介護(74名)
(定員)：	だいち(旧 授産施設) 施設入所支援(50名)、生活介護(36名)、生活訓練(12名)就労移行支援(12名)、就労継続支援B型(30名)福祉ホーム(20名)、グループホーム(6名)、短期入所(空床利用)
職員数：	81名(H28.4.1) 正規43名、嘱託等その他38名
土地建物：	敷地面積 65,011 m ² 建物面積 8,160.59 m ² 管理棟 1,134.35 m ² (昭和 54 年 3 月取得) 更生居住棟 1,297.91 m ² (昭和 54 年 3 月取得) サービス棟 421.96 m ² (昭和 54 年 3 月取得) 更生居住棟(重度) 650.94 m ² (昭和 55 年 3 月取得) 授産居住棟 1,364.78 m ² (昭和 55 年 3 月取得) 作業授産棟 728.26 m ² (昭和 55 年 3 月取得) 体育館 928.82 m ² (昭和 55 年 3 月取得) 平成 28 年度に防犯カメラの設置など防犯対策の整備を実施

(2) 香川県立川部みどり園

住 所：	高松市川部町 418
設置年：	平成 8 年
運営形態：	昭和 27 年 綾歌郡宇多津町に精神薄弱児施設「県立宇多津学園」開設(入所定員 30 名) 昭和 41 年 現在地に精神薄弱者更生施設「県立川部みどり園」開設(入所定員 100 名) 昭和 46 年 現在地に宇多津学園が移転、「県立川部わかば学園」と改称(入所定員 80 名) 平成 8 年～ 「県立川部わかば学園」と「県立川部みどり園」を統合し、新たに「県立川部みどり園」を設置 平成 23 年～ 障害者自立支援法に基づき知的障害者更生施設が新体系に移行 平成 24 年～ 児童福祉法改正により知的障害児施設が福祉型障害児入所施設に移行 地域生活移行支援事業により 30 名が地域生活に移行
事業内容	成人施設：生活介護(42名)、自立訓練(12名)、就労移行支援(6名)、施設
(定員)：	入所支援(35名)、短期入所(6名)

児童施設：入所（35名） 短期入所（4名+空床利用）

職員数： 83名(H28.12.1) 正規56名、嘱託等その他27名

土地建物： 敷地面積 11,342.92㎡（別に実習田 1,622㎡） 建物 7,708.44㎡

平成28年度に防犯カメラの設置など防犯対策の整備を実施

研修事業

障害者が地域で安心して生活できるよう地域における支援の核となる人材育成に努めている。また、施設職員等の支援技術を高めるための研修も実施している。

相談支援従事者研修（初任者、現任）

サービス管理責任者等研修

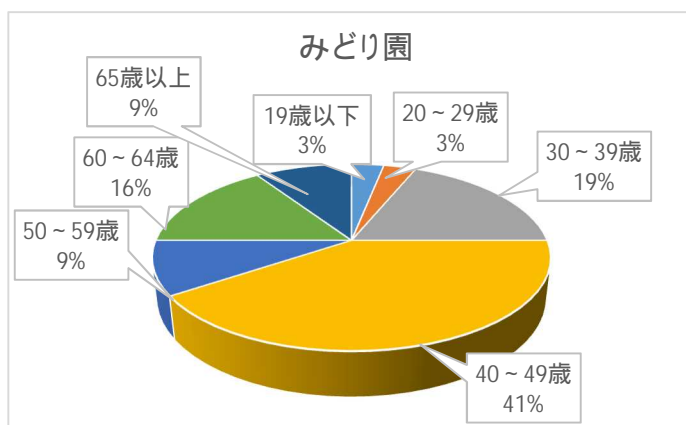
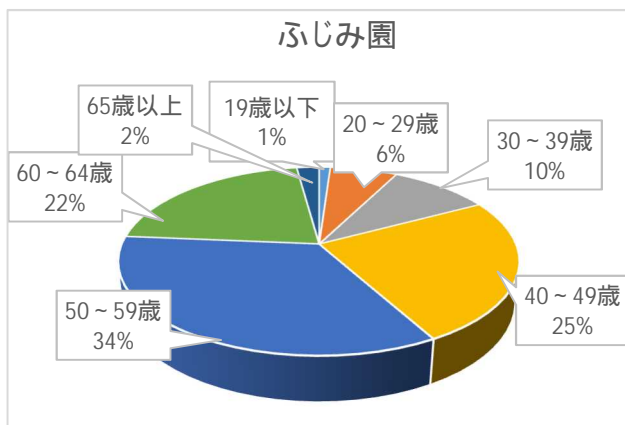
スーパービジョン・管理技術研修

強度行動障害支援者養成研修（基礎、実践、フォローアップ）

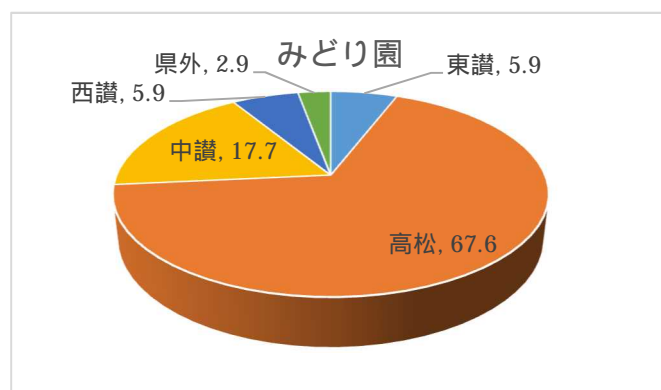
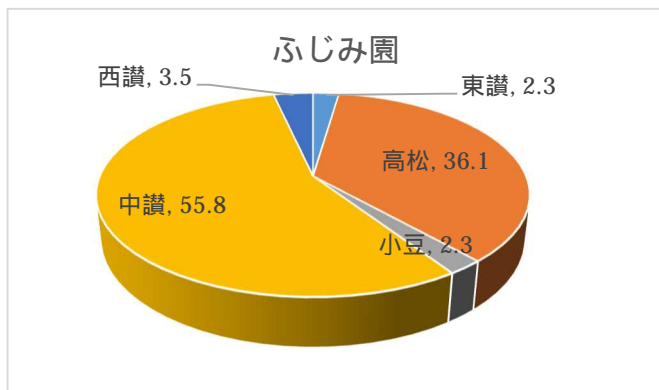
障害者虐待防止研修

2 検討施設における入所者の状況

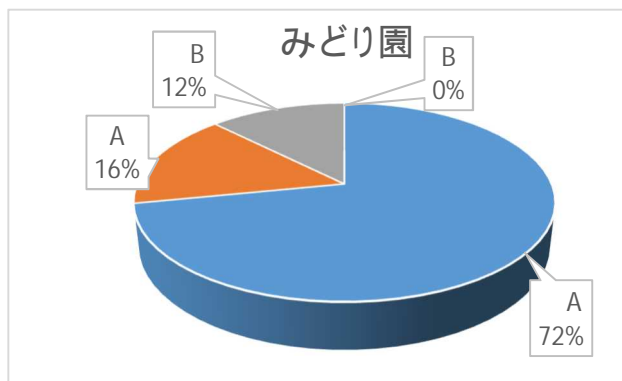
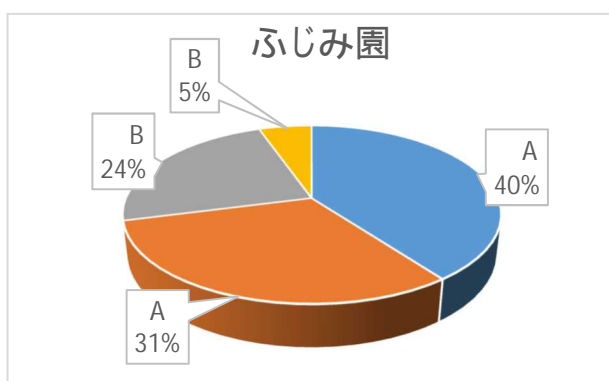
(1) 入所者の年齢構成



(2) 入所者の住所地



(3) 入所者の療育手帳の区割合



3 知的障害者福祉の現状

(1) 知的障害児者数(療育手帳交付者数)

- ・ 知的障害児者数(療育手帳交付者数)は、平成 28 年度末現在 7,240 人で、平成 18 年度末と比較すると 1,632 人増え、率にすると 22.5%増加している。
- ・ また、障害程度別では、平成 28 年度末現在、最重度の手帳所持者が 1,419 人(約 20%)、重度が 1,496 人(約 21%)、中度が 1,982 人(約 27%)、軽度が 2,343 人(約 32%)となっている。
- ・ 知的障害児者の推移では 10 年前と比較すると、18 歳未満が約 1.3 倍に、65 歳以上が 1.7 倍に増えており、程度別では、軽度が各世代で著しく増えており、特に 65 歳以上では約 2.8 倍に増えている。

年齢・程度別

(各年度末現在 単位：人)

程度	Ⓐ (最重度)		A (重度)		Ⓑ [Ⓐ] (中度)		B (軽度)		合 計		
	H18	H28	H18	H28	H18	H28	H18	H28	H18	H28	増加率
18歳未満	238	270	308	292	346	376	437	748	1,329	1,686	26.9%
18歳以上 65歳未満	827	1,065	891	984	1,254	1,306	912	1,534	3,884	4,889	25.9%
65歳以上	45	84	157	220	171	300	22	61	395	665	68.4%
合 計	1,110	1,419	1,356	1,496	1,771	1,982	1,371	2,343	5,608	7,240	29.1%

(2) 入所者の高齢化・重度化

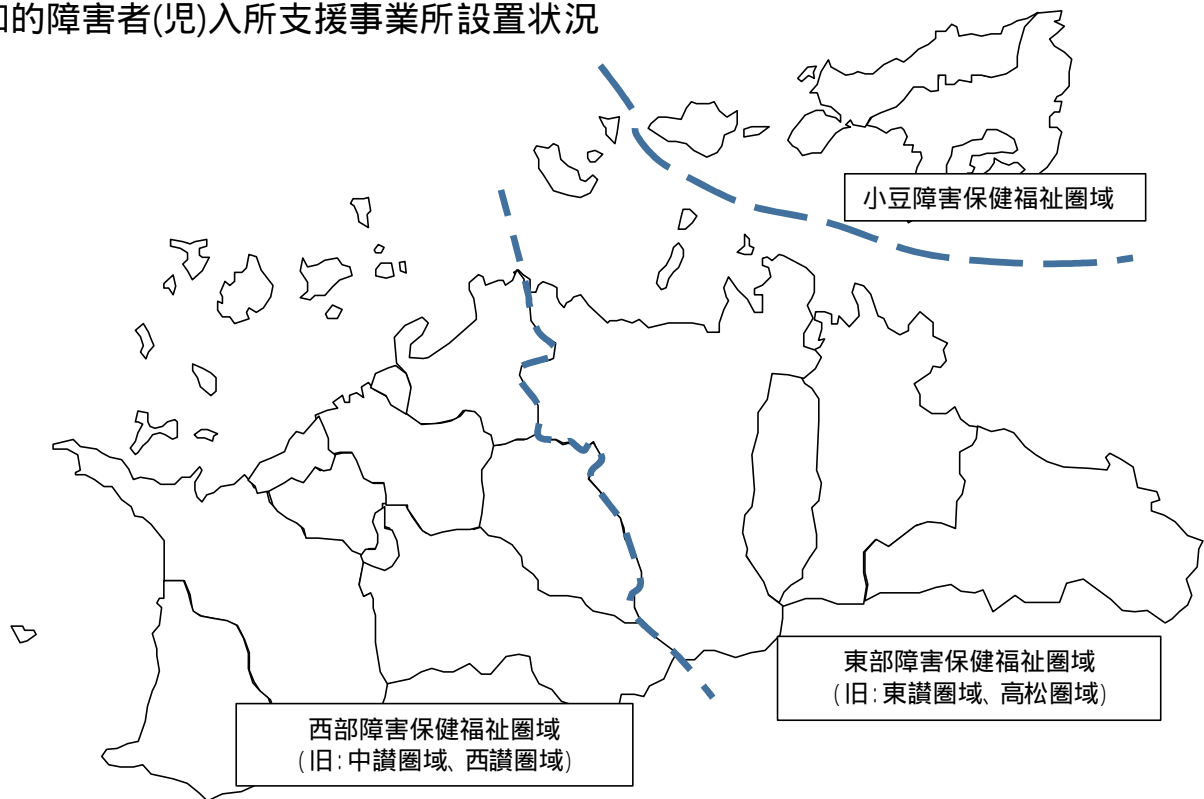
- ・ 知的障害者入所施設の入所者のうち重度の障害者が 70%以上を占めており、60 歳以上の入所者が 25%程度を占めている。
- ・ 介護できる家族がいる間は在宅での生活が可能だが、介護者の高齢化や障害の重度化により、在宅での生活には限界がある。また、触法行為により地域での生活が困難な者など家庭での介護に行き詰る場合もある。このため、入所施設へのニーズはある。
- ・ 県内に知的障害者施設が設置されて 50 年を経過し、知的障害者施設の利用者も高齢化による身体機能の低下により身体障害を持つ重複障害者が増えている。
- ・ 知的障害を伴う高齢者は、その障害特性から一般的な高齢者施設への円滑な移行が進まず、入所者の高齢化が進んでいる。
- ・ 知的障害者施設は、施設利用者の運動機能に問題がないことを前提に作られており、身体障害者施設に比べるとバリアフリー化が不十分なため、今後重複障害者に対する対応が必要となっている。

(3) 知的障害者入所施設の配置

- ・ 知的障害者入所施設は、県立施設 2 施設を含め県内に 12 施設、また障害児入所施設は県立施設 1 施設を含め県内で 2 施設である。

知的障害者が増加している一方、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、地域バランスを考慮しながら、グループホーム等の整備を図った上で、入所施設がその施設の所在する障害保健福祉圏域内の支援の核として、地域のニーズにあった役割を果たす必要がある。

知的障害者(児)入所支援事業所設置状況



知的障害者入所施設

事業所名	事業所住所	入所定員
ウインドヒル	高松市	50
竜雲あけぼの学園	高松市	30
丸亀さんさん荘	丸亀市	30
地域支援センターまるやま	観音寺市	30
障害者支援施設高瀬荘あおば	三豊市	80
障害者支援施設高瀬荘そよかぜ	三豊市	40
のぞみ園	さぬき市	50
白鳥園わこう	東かがわ市	66
みくに成人寮	小豆郡	60
⑩ 障害者支援施設竜雲少年農場	綾歌郡	73
川部みどり園	高松市	35
香川県ふじみ園(おおぞら、だいち)	丸亀市	110

知的障害児入所施設

事業所名	事業所住所	入所定員
白鳥園	東かがわ市	21
川部みどり園	高松市	35

(4) 介護の量の増加・質の高度化

- ・ 施設入所支援の利用者の高齢化・障害の重度化により、介護の量は増え、医療的ケアなど介護の質の高度化も求められるようになっている。

(5) 人材確保・育成

- ・ 介護の量の増加・質の高度化に伴い、それに対応し得る人材の確保及び人材育成が求められている。
- ・ 個別支援計画により、各利用者のニーズに応じたサービスを適切に提供していくため、

どの職員が対応しても、一定水準以上のサービスが提供できる人材の育成が求められている。

- ・ 福祉分野全体での人材不足が指摘される中、職員の採用については応募者が少なく、優秀な職員の確保に苦慮している。

4 現状を踏まえた県立施設の課題

(1) 共通的課題

利用者の高齢化や障害の重度化に対応した施設入所支援の充実

- ・ 障害の重度化に対応する受入体制の充実が必要である（高度な介護に必要な人員の確保やノウハウの蓄積など）
- ・ 高齢化に伴い、入所者の認知機能の低下や、嚥下障害等への配慮といった身体機能が低下した入所者への配慮など、これまで、求められることが少なかった支援ニーズに適切に対応する必要性が生じ、それらの支援と従来の知的障害に対する支援とを両立させる必要がある。また、内科疾患を抱える利用者の増加も予想されるため、かかりつけ医との連携が重要である。
- ・ 利用者の認知機能の低下などが進行することに対して、公正な立場からの意思決定支援など権利擁護についての対応が求められる。
- ・ 利用者の生活の質を向上させる取組みが求められる。
- ・ 精神疾患を持つ入所者に対しても適切なサービスの提供が求められ、医師の指示による服薬管理などの医療管理体制を構築するなど、専門医との連携も重要となってきた。
- ・ 強度行動障害に代表される対応困難な利用者に対応するためのノウハウの習得が求められる。
- ・ 強度行動障害への対応や重度重複障害者に対する介護の必要性が高まることにより、職員の負担感が増す一方で、適切な支援を続けるためには、ハード・ソフト両面での支援体制の見直しが必要である。

地域での生活を目指す施設等利用者に対する地域移行支援の充実

- ・ 限られた施設入所支援の定員の中で、入所支援を必要とする障害者のニーズにより適切に対応するためにも、住み慣れた地域での生活を目指す利用者に対しては、自立に向けた生活訓練と就労支援を一体的に提供する等、地域移行実現のための支援の一層の充実が必要である。
- ・ 障害者が地域で生活していくためには住いの場の確保や日中活動系障害福祉サービス事業所や相談支援事業所との連携などが必要である。

高度化・多様化する支援ニーズに対応できる人材の確保・育成

- ・ 県内施設の職員のスキルアップを図るための人事管理や研修等自己啓発機会の提供など、キャリア開発に取り組む必要がある。
- ・ 障害に理解のある医療機関と連携できる体制を構築する必要がある。

地域における県立施設の関わり

- ・ 地域との交流を活発にし、障害に対する理解を促進し、地域とともに共生社会を作る環境を醸成することが必要である。
- ・ 県立施設は、福祉教育の機会提供の観点からも普段からボランティアとの連携を深めるとともに、災害時においても福祉避難所となることからバリアフリー化など

計画的に施設改修を行い、災害時における避難所運営のノウハウを習得するため地域住民やボランティア等と連携を図る必要がある。

- ・ 在宅の知的障害者に対する日中一時支援や短期入所のニーズが高まっており、これらのニーズへの対応が求められている。

(2) 個別施設ごとの課題

ふじみ園

- ・ 福祉ホームのあり方の見直しや、より地域に根ざした生活を可能とするグループホーム増設の可能性など居住系サービスの充実について検討を進める必要がある。
- ・ 入所者の自立に向けて現在の施設を活用し、専任支援員を配すること等により、就労支援の強化を効果的に図る必要がある。
- ・ 西部圏域(旧:中讃圏域及び西讃圏域)では、発達障害児等に対する療育の場が不足しており、そのニーズを充足するため、専門知識を持つ職員体制の充実を図り、事業展開のあり方を検討していく必要がある。
- ・ 発達障害児者の相談ニーズが高まっており、相談体制の更なる強化が必要となっている。
- ・ 他の施設との交流や、外部研修への参加を通じて絶えず組織の活性化を図る必要がある。
- ・ 施設の老朽化に伴い、計画的な修繕や建て替えが必要である。

川部みどり園

- ・ 強度行動障害など高度な支援が必要となる者を受け入れており、専門的な知識及び対応ができる職員の育成が必要となっている。
- ・ 地域移行や高齢者施設への移行が困難な者が多く、入所者の重度化や高齢化の傾向は今後も続くことが予想されることから、施設のバリアフリーなどのハード的な対応が必要となっている。
- ・ 障害児入所施設においても知的障害者入所施設と同様、強度行動障害などへの対応が求められている。
- ・ 知的障害児入所施設として、心的外傷や障害特性に配慮した環境のもとで、被虐待児の円滑な受入れが求められる。
- ・ 通所可能な事業所が近隣にない場合に、一定期間、施設を利用して集中的に生活訓練や就労支援を行うことにより、地域での自立に結びつけるための取組みの強化が求められている。
- ・ 人材育成機関として、これまで、県立施設として培った知識やノウハウを、民間の施設に対して提供するとともに、高齢障害者への対応など将来予想される課題に対しても研究を行い、民間施設職員の質の向上が図れるよう研究することが必要となっている。
- ・ 川部みどり園では地域における支援の核となる人材育成に努めており、また、施設職員等の支援技術を高めるための研修も実施しているが、支援が高度化・多様化しており、研修内容が多岐にわたってきている。
- ・ 重度化する入所者への支援の重点化を進めるに当たり、相談支援事業など、民間で対応可能な事業については、見直す必要がある。

県立知的障害者施設のあり方

1 県立障害者施設の望ましい姿及び担うべき役割

(1) 望ましい姿

香川県における障害者支援の中核施設としての機能

- ・ 民間施設では対応が難しい重度の障害者を積極的に受け入れる。
- ・ 看護師、理学療法士などの専門職員の確保と職場定着に努める。
- ・ 障害者が地域で自立した生活を送れるよう、入所機能を活用した生活訓練と就労移行支援の一体的な提供など在宅障害者を対象とする事業にも率先して取り組む。
- ・ 福祉人材の育成や障害者支援に関する情報発信を行うとともに、県内の民間施設等からの相談に対応する。

先駆的な取り組みや民間施設が行いにくい事業の実施

- ・ 利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援方法等についてのノウハウを蓄積し、支援プログラムの作成や対応事例集を作成し、民間施設等への普及を図る。
- ・ 平成30年度から新たに共生型サービスが開始されることから、他施設のモデルとなる障害者福祉サービスの検討を行う。

利用者の生活の質の向上

- ・ 入所者一人ひとりの人権を尊重し、高齢化に伴う認知機能の低下や強度行動障害の利用者にも適切に対応できるよう生活環境を整備し、公正な立場からの意思決定支援など権利擁護の意識向上を図る。
- ・ 利用者が施設での余暇時間を利用して、文化芸術活動やスポーツ活動に取り組むことにより、充実した生活を享受し、こうした活動を通じて地域との交流も実現し、障害者理解の促進を図る。

地域との関わりの強化

- ・ 所在する地域において、施設と地域社会の共生を目指し、地域住民の理解を促進する地域交流の取り組みや可能な限り地域に点在する社会資源を活用しながら、施設が有する障害者支援のノウハウを地域に提供するなど施設の社会化を積極的に進める。
- ・ 在宅の知的障害者に対する日中一時支援や短期入所のニーズに対して、空床を有効に利用する等、積極的な対応を行う。

(2) 各県立施設の担うべき役割

ふじみ園

- ・ 西部圏域(旧:中讃圏域及び西讃圏域)と東部圏域(旧:高松圏域及び東讃圏域)との境に立地している条件を活用し、西部圏域での知的障害者入所施設の機能を一義的に発揮するとともに、他圏域での入所希望者受入の補完的な役割を行う。
- ・ 旧授産施設からの作業活動を有効活用することにより、利用者の地域移行支援等に向けた取り組みの充実強化を図る。

- ・ 発達障害児等に対する療育の場を確保していくため、また増加する発達障害児者の相談に対応していくため、西部圏域の拠点となる体制の確立を図る。
- ・ 身体障害者施設や介護施設等を含め他の施設との幅広い人材交流や、外部研修への参加を通じて絶えず組織の活性化を図り、西部圏域における中核的施設としての役割を果たす。
- ・ 施設の老朽化に伴い、今後、建設費が膨大となることが予想されることから、計画的な維持修繕及び改築スケジュールを策定する。

川部みどり園

- ・ 入所者が今後、高齢化することから、重度重複障害者への支援が重要となっており、それに対応できるよう職員の福祉サービス支援の質の向上を図る。
- ・ 同様に施設のバリアフリー化を計画的に実施できるよう将来的な改修計画を策定する。
- ・ 県下で2施設しかない知的障害児入所施設において、県立施設という使命のもと、強度行動障害など対応が困難な入所児を積極的に受け入れるとともに、これまでと同様に被虐待児の受入れなど措置入所の要請にも対応する。
- ・ 一定期間施設を利用して集中的に生活訓練や就労支援を行うことにより、地域での自立に結びつけるための取組みの強化に取り組む。
- ・ 研修施設としての機能を発揮するため、介護福祉士、社会福祉士の養成機関等との連携を図り、人材養成・実習施設としての施設機能を強化するとともに、利用者への支援に関する技術的な問題に対するサポート等について研究実践活動を行うなど、人材養成施設としての機能の充実を図り人材の確保と育成に努める。
- ・ また、全県域を対象とした民間施設の職員のための研修会の開催、民間施設からの研修生の受入れや情報発信などを実施することにより、職員としての専門知識や倫理感を高めるなど、県下の障害者施設の職員研修の中核施設としての機能の充実に努める。

おわりに

この報告は、これまでの検討を踏まえ、県立知的障害者施設の機能の向上や施設の充実等のあり方について、提示したものです。

本委員会においては、平成28年9月に身体障害者について、今回、知的障害者施設の課題や担うべき役割について提示したところでありますが、県においては、国の障害者施策の動向や県内の障害者のニーズを把握し、適宜、必要な措置を講じることを期待します。

なお、この提言内容を具現化するに当たっては、利用者のニーズに応えることを最優先に考え、利用者本位の施設運営を実現することに留意する必要があります。